

徳島県人事委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

徳島県人事委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

徳島県人事委員会事務決裁規則（規則二一九）の一部を次のように改正する。

第七条中「経営戦略部総務事務管理課」を「企画総務部総務事務管理課」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。